給水装置工事の指定給水装置工事事業者の事業の廃止

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事事業者から事業を廃止した旨届出があったので、千葉県企業局指定給水装置工事事業者規程第4条第4号の規定により公示する。

公示日:令和5年10月25日

指定番号	名称	住所		給水区域で給水装置工事の事業を行う 事業所の名称及び所在地 名称 所在地		廃止年月日
第1732号	日本防水工業 株式会社	東京都練馬区富士見 台四丁目43番5号	引田 孝	日本防水工業	東京都練馬区富士見台四丁目43番5号	令和5年 8月 1日